

クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び  
長期包括運営管理事業  
審査講評

令和4年12月

クリーンヒル宝満基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業審査委員会

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合（以下「本組合」という。）は、クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業（以下「本事業」という。）の実施に際して必要となる事項の検討及び提案を審査するにあたって「クリーンヒル宝満基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置した。

令和４年２月に第１回審査委員会を開催して以降、審議を重ねるとともに、応募者の提案等について厳正かつ公正な審査を行い、最優秀提案を選定した。

本審査講評は、審査委員会におけるこれまでの審議・審査の過程と審査結果について、とりまとめるものである。

令和４年１２月２８日

クリーンヒル宝満基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業審査委員会

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 小出 秀雄 |
|     | 岩永 宏平 |
|     | 野田 清仁 |
|     | 熊丸 直樹 |
|     | 井上 信治 |
|     | 檜木 孝一 |

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 事業の概要 .....          | 1  |
| 1) 事業名 .....            | 1  |
| 2) 事業実施場所 .....         | 1  |
| 3) 事業概要 .....           | 1  |
| 4) 業務概要 .....           | 1  |
| 2. 審査方法等 .....          | 3  |
| 1) 審査体制 .....           | 3  |
| 2) 審査及び契約締結までの流れ .....  | 3  |
| 3) 審査委員会等の経過 .....      | 5  |
| 4) 提案書及び見積書の審査方法 .....  | 6  |
| 3. 審査結果 .....           | 10 |
| 1) プロポーザル参加資格審査結果 ..... | 10 |
| 2) 審査結果 .....           | 10 |
| 3) 優先交渉権者の決定 .....      | 12 |
| 4. 総評 .....             | 13 |

## 1. 事業の概要

### 1) 事業名

クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業

### 2) 事業実施場所

福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地

### 3) 事業概要

本事業は、クリーンヒル宝満熱回収施設（以下、「本施設」という。）の基幹的設備改良工事と 5 年間に亘る運営を行う長期包括運営管理事業である。

#### (1) 施設概要

施設規模：250t/日（125t/日×2 炉）

処理方式：シャフト式ガス化溶融炉

#### (2) 事業期間

事業期間：基本協定締結日（令和 5 年 2 月予定）～令和 10 年 3 月 31 日

事業期間の内訳は以下のとおりである。

##### ①基幹的設備改良工事期間

工事請負契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日

##### ②基幹的設備改良工事期間

運営準備期間：長期包括運営管理業務委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日

運 営 期 間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

#### (3) 契約の形態

本組合は、基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業を民間事業者に一括して行わせるために、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を優先交渉権者と締結する。

また、本組合は基本協定に基づき、「基幹的設備改良工事に係る工事請負契約」（以下「工事請負契約」という。）を工事請負事業者と締結する。

さらに、本組合は基本協定に基づき、「長期包括運営管理事業に係る長期包括運営管理業務委託契約」（以下「長期包括運営管理業務委託契約」という。）を運営事業者と締結する。

### 4) 業務概要

#### (1) 民間事業者の業務範囲

##### ①基幹的設備改良工事

(ア) 工事請負事業者は、本組合と締結する工事請負契約、要求水準書等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。

(イ) 工事請負事業者は、機械設備工事、土木建築工事、基幹的設備改良工事に必要な工事を行う。さらに、解体撤去工事に伴って発生する解体廃棄物等の処理・処分及びその他の関連する業務、必要となる手続、本施設の試運転及び部分引渡性能試験、引渡性能試験を行う。

##### ②長期包括運営管理事業

(ア) 運営事業者は、本組合と締結する長期包括運営管理業務委託契約、要求水準書等に基づき、本施設の運営管理を行う。

(イ)運営事業者は、運営管理に必要となる体制を組織した上で、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、安全衛生管理業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務を行う。

(ウ)運営事業者は、スラグの売却を行う。

## (2) 本組合の業務範囲

### ① 処理対象物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### ② 本事業の監視

基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、長期包括運営管理事業の実施状況の監視を行う。

### ③ 周辺住民及び施設見学者への対応

周辺住民及び施設見学者への対応は本組合が行う。

### ④ 工事費及び運営業務委託の支払い

工事請負契約、長期包括運営管理業務委託契約、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合財務規則等に基づき、基幹的設備改良工事に係る工事費を工事請負事業者へ、長期包括運営管理業務委託費を運営事業者それぞれにそれぞれ支払う。

### ⑤ その他

本組合は、本施設の基幹的設備改良工事に係る二酸化炭素排出抑制事業費等補助金の申請手続等を含む行政手続、書類の作成等の対応を行う。

飛灰の資源化、メタルの売却・処分及び処理困難物の処分に当たっては本組合が当該事業者と直接契約し、必要となる経費（処理委託費、運搬費）は、本組合から当該事業者へ直接支払う。

## 2. 審査方法等

### 1) 審査体制

委員の構成は表 1 のとおりであり、審査委員会は提案書等の審査を行い、その結果を本組合に報告するものである。

表 1 審査委員会委員

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 委員長  | 西南学院大学 経済学部 教授            |
| 副委員長 | 一般財団法人 日本環境衛生センター西日本支局 理事 |
| 委員   | 筑紫野市 環境経済部長               |
| 委員   | 小郡市 環境経済部長                |
| 委員   | 基山町 まちづくり課長               |
| 委員   | 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 事務局長      |

### 2) 審査及び契約締結までの流れ

プロポーザルに係る公告から契約締結に至るまでの流れは図 1 のとおりである。

事業者の選定にあたっては、「応募者が本事業への参画に足る資格を有していること」及び「応募者の提案が要求水準を満たすこと」を条件として、公募型プロポーザル方式により実施した。

審査委員会において最優秀提案を選定した上で本組合が優先交渉権者を決定し、契約協議を経て、受託者と事業契約を締結するものである。

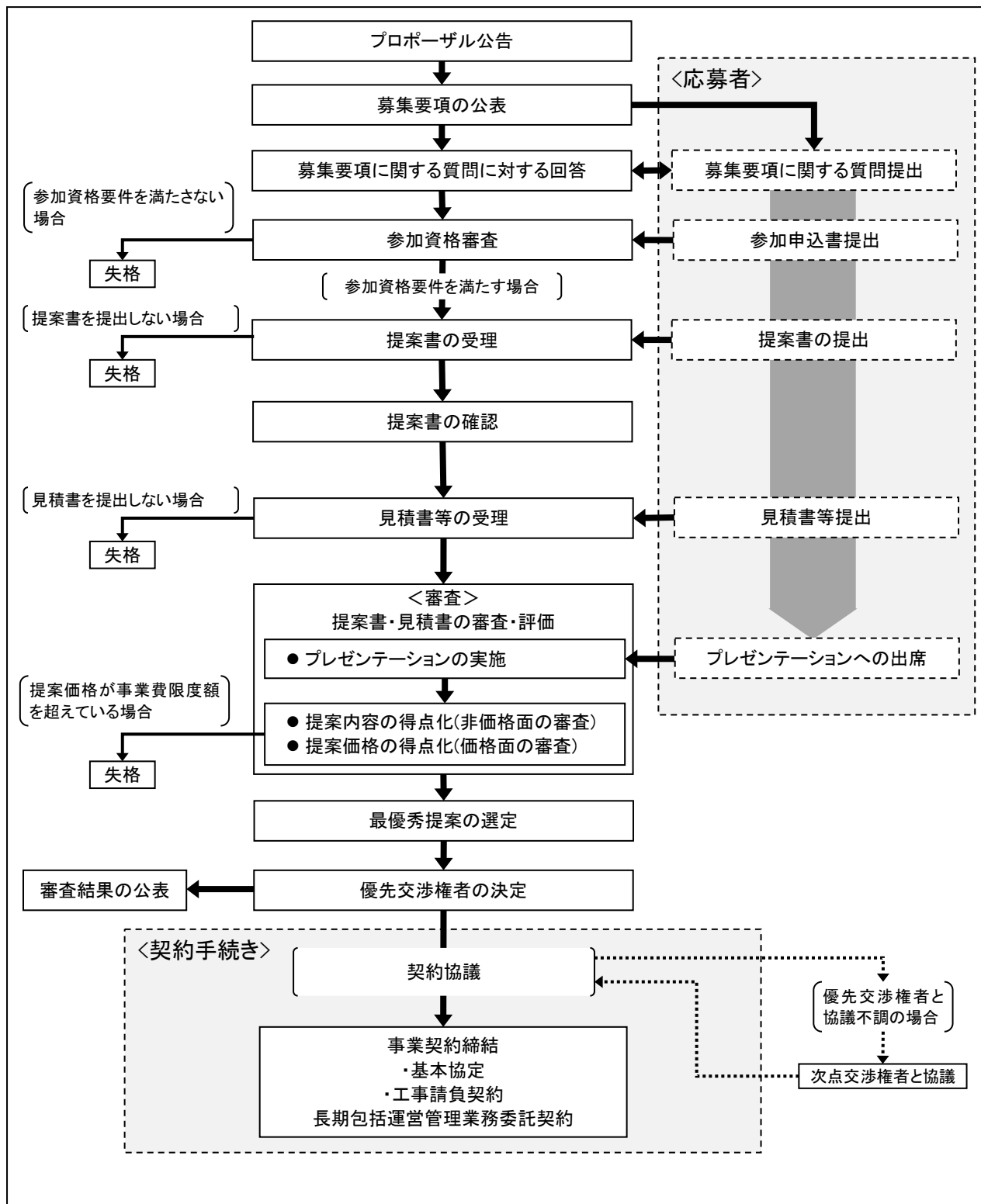


図 1 契約締結までの流れ

### 3) 審査委員会等の経過

審査委員会における審議・審査及び各種書類の公表等に関する経過は、表 2 のとおりである。

表 2 審査委員会等の経過

| 日 付                 | 内 容                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年 2 月 16 日(水)  | <b>&lt;第1回審査委員会&gt;</b><br>①優先交渉権者選定基準の審議<br>②提案内容の評価・採点手順及び得点集計方法の審議                                            |
| 令和 4 年 4 月 6 日(水)   | プロポーザル公告<br>募集要項の公表                                                                                              |
| 令和 4 年 4 月 11 日(月)  | 「募集要項等に関する質問書(参加申込手続き)」提出期限                                                                                      |
| 令和 4 年 4 月 18 日(月)  | 「募集要項等に関する質問書(参加申込手続き以外の項目)」提出期限                                                                                 |
| 令和 4 年 4 月 26 日(火)  | 「参加申込書」提出期限                                                                                                      |
| 令和 4 年 8 月 9 日(火)   | <b>&lt;第2回審査委員会&gt;</b><br>①再公告について                                                                              |
| 令和 4 年 9 月 12 日(月)  | プロポーザル再公告<br>募集要項の公表                                                                                             |
| 令和 4 年 9 月 16 日(金)  | 「募集要項等に関する質問書(参加申込手続き)」提出期限                                                                                      |
| 令和 4 年 9 月 22 日(木)  | 「参加申込手続きに関する質問に対する回答」公開                                                                                          |
| 令和 4 年 9 月 26 日(月)  | 「募集要項等に関する質問書(参加申込手続き以外の項目)」提出期限                                                                                 |
| 令和 4 年 10 月 3 日(月)  | 「参加申込手続き以外の項目に関する質問に対する回答」公開                                                                                     |
| 令和 4 年 10 月 4 日(火)  | 「参加申込書」提出期限                                                                                                      |
| 令和 4 年 10 月 11 日(火) | プロポーザル参加資格審査結果通知                                                                                                 |
| 令和 4 年 11 月 9 日(水)  | 提案書類(事業計画書、事業提案書)提出期限                                                                                            |
| 令和 4 年 12 月 13 日(火) | 見積書提出期限                                                                                                          |
| 令和 4 年 12 月 26 日(月) | <b>&lt;第4回審査委員会&gt;</b><br>①プレゼンテーションの実施<br>②提案内容に関する事項の審査<br>③見積書の開封<br>④提案価格に関する事項の審査<br>⑤総合得点の算出<br>⑥最優秀提案の選定 |
| 令和 4 年 12 月 26 日(月) | 優先交渉権者の決定                                                                                                        |
| 令和 4 年 12 月 28 日(水) | 審査結果通知                                                                                                           |
| 令和 4 年 12 月 28 日(水) | 審査結果の公表(審査講評の公開)                                                                                                 |



#### 4) 提案書及び見積書の審査方法

##### (1) 審査項目及び配点

審査項目は、「提案内容に関する事項」及び「提案価格に関する事項」で構成され、それぞれの得点を合計して総合得点を算出し、最優秀提案を選定する。

その配点及び評価基準については、本施設の基幹的設備改良工事及び運営管理等の目的等を勘案し、本事業に対して応募者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。

「提案内容に関する事項」及び「提案価格に関する事項」それぞれの配点については、以下のとおりである。

| 審査項目       | 配点      |
|------------|---------|
| 提案内容に関する事項 | 700 点   |
| 提案価格に関する事項 | 300 点   |
| 総合得点(合計)   | 1,000 点 |

##### (2) 提案内容に関する事項の得点化方法

###### ①得点化の方法

審査項目及び配点は、表 3 のとおりとし、提案内容について審査項目に応じた提案項目ごとに評価段階に基づく 5 段階評価を行う。

各審査項目(小項目)の配点に評価段階に応じた評価率を乗じて算出される小数点以下第 1 位までの値(小数点以下第 2 位の値を四捨五入)を得点とする。

###### ②評価段階、評価基準及び得点化方法

次に示す 5 段階により評価、得点化する。

| 評価段階 | 評価基準                                                                    | 得点化方法<br>(配点×評価率%) |
|------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| A    | 当該評価項目において、要求水準を超える応募者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。                  | 配点×100             |
| B    | 当該評価項目において、要求水準を的確に理解し具体的・現実的な提案であり、大きな効果が期待できる。                        | 配点×80              |
| C    | 当該評価項目において、要求水準を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。                                  | 配点×60              |
| D    | 当該評価項目において、要求水準に対して最低限の提案しか認められず、効果はあまり期待できない。                          | 配点×40              |
| E    | 当該評価項目において、要求水準が充分理解されておらず、提案された内容では効果が期待できない。または、要求した項目に対応した提案が認められない。 | 配点×0               |

表 3 提案内容に関する事項の審査項目及び配点

| 審査項目              |                         | 通番 | 評価の視点                                                                                                                                                       | 配点  |
|-------------------|-------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 大項目               | 小項目                     |    |                                                                                                                                                             | 小項目 |
| 1 本事業全体に関する事項     | (1)環境や社会情勢の変化への対応に関する事項 | 1  | ①本事業の実施にあたり、環境への配慮や社会情勢の変化を踏まえた取組が考慮されているか。<br>● 本事業の実施にあたっての「企業の理念」、「環境・社会・ガバナンスに関する取組」の反映<br>● 本事業の実施にあたり、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」等の社会情勢の変化へ対応するための基本的な取組姿勢 | 60  |
|                   | (2)本事業を効率的に実施するための事項    | 2  | ①基幹的設備改良工事と長期包括運営事業を一括して発注する長所を生かすための方策が提案されているか。                                                                                                           | 60  |
|                   | (3)本事業を円滑に進めるための事項      | 3  | ①本事業を円滑に進める上で留意すべき点を把握して、適切な対応策が提案されているか。                                                                                                                   | 60  |
|                   |                         | 4  | ②基幹的設備改良工事期間中（主に蒸気タービンの工事期間中）において、運営と工事で使用する電力量の合計が、契約電力量を超えない、かつ極力電力使用量を削減するための方策が提案されているか。                                                                |     |
| 2 基幹的設備改良工事に関する事項 | (1)環境対策に関する事項           | 5  | ①基幹的設備改良工事後の燃焼条件、公害防止条件を遵守するための方策が提案されているか。                                                                                                                 | 50  |
|                   |                         | 6  | ②基幹的設備改良工事により二酸化炭素排出量を 5%以上削減するための方策が適切に提案されているか。                                                                                                           |     |
|                   |                         | 7  | ③作業環境を遵守するために方策が適切に提案されているか。                                                                                                                                |     |
|                   |                         | 8  | ④工事中の公害防止対策について適切に提案されているか。                                                                                                                                 |     |
|                   | (2)安定処理に関する事項           | 9  | ①本施設を性能、処理の安定性、信頼性を長期にわたって保つための方策が適切に提案されているか。                                                                                                              | 50  |
|                   |                         | 10 | ②発電量・売電量を向上させるための方策が適切に提案されているか。                                                                                                                            |     |
|                   | (3)施工計画に関する事項           | 11 | ①全炉停止期間を極力短縮するための工程が提案されているか。                                                                                                                               | 50  |
|                   |                         | 12 | ②感染症等により工期が遅延しないための対策が提案されているか。                                                                                                                             |     |
|                   | (4)安全対策に関する事項           | 13 | ①収集車両、直接搬入車両、場外搬出車両への安全対策が提案されているか。                                                                                                                         | 50  |
|                   |                         | 14 | ②工事車両、組合職員、運営事業者職員（リサイクル施設職員含む）に対する安全対策が提案されているか。                                                                                                           |     |
|                   |                         | 15 | ③既存施設への損傷・汚損防止対策について適切に提案されているか。                                                                                                                            |     |

| 審査項目         |                                                      | 通<br>番 | 評価の視点                                                                                                                                                   | 配点  |
|--------------|------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 大項目          | 小項目                                                  |        |                                                                                                                                                         | 小項目 |
| 3 運営管理に関する事項 | (1)運営管理の基本方針に関する事項<br>〔要求水準書：78 ページ参照〕               | 16     | ①施設の基本性能を発揮させ、安定かつ安全なごみ処理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための方策が示されているか。<br>● 施設の基本性能を発揮させるための基本的な方策<br>● 安定かつ安全なごみ処理を行うための基本的な方策<br>● 長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための基本的な方策 | 20  |
|              | (2)長期包括運営管理事業を円滑に実施するための基本的事項<br>〔要求水準書：78～89 ページ参照〕 | 17     | ①長期包括運営管理事業を円滑に進める上で留意すべき点を把握し、適切な対応策が提案されているか。                                                                                                         | 20  |
|              |                                                      | 18     | ②運営期間へ円滑に移行するための対応が適切であるか。<br>● 運営期間へ円滑に移行するため、運営準備期間中における3者(運営事業者、組合、現受託者)の連絡調整事項及び方法<br>● 運営準備期間中における従事者への教育計画の方針                                     |     |
|              |                                                      | 19     | ③運営期間中の対応が適切であるか。<br>● 組合との連絡調整事項及び方法<br>● リサイクルセンター運営事業者との連絡調整事項及び方法                                                                                   |     |
|              | (3)運営管理体制に関する事項<br>〔要求水準書：90～91 ページ参照〕               | 20     | ①長期包括運営管理事業を行うにあたって適切な全体組織体制が提案されているか。                                                                                                                  | 20  |
|              |                                                      | 21     | ②長期包括運営管理事業を行うにあたって運営事業者職員の健康管理等を考慮した有資格者、人員が適切に配置、提案されているか。                                                                                            |     |
|              |                                                      | 22     | ③平常時、緊急時における本組合等への適切な連絡体制が提案されているか。                                                                                                                     |     |
|              |                                                      | 23     | ④雇用への配慮がなされた提案であるか。<br>● 地元雇用に際しての配慮事項<br>● 障がい者雇用に際しての配慮事項<br>● 現在本施設で雇用されている者への配慮事項                                                                   |     |
|              | (4)搬入管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：92～93 ページ参照〕               | 24     | ①処理不適物・処理困難物の確認方法と発見時の対処方法が適切に提案されているか。<br>● 処理不適物の確認方法と発見時の対処方法<br>● 処理困難物の確認方法と発見時の対処方法                                                               | 20  |
|              |                                                      | 25     | ②年末年始等、クリーンヒル宝満敷地内で搬入車両が滞留した場合に、組合から交通誘導員の配置に関する協力要請に対応するための方策が適切に提案されているか。                                                                             |     |
|              |                                                      | 26     | ③搬入管理業務におけるトラブルを削減するための方策とトラブル発生時の対処方法                                                                                                                  |     |
|              | (5)運転管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：94～97 ページ参照〕               | 27     | ①環境に関する基準を遵守するための対策について適切に提案されているか。                                                                                                                     | 20  |
|              |                                                      | 28     | ②環境に関する基準を満たせない場合の対処方法が適切に提案されているか。                                                                                                                     |     |
|              |                                                      | 29     | ③安全かつ安定的に運転し、売電量及び売電収益が可能な限り増加する方策が適切に提案されているか。<br>● 発電効率は 2 炉定格処理時に 15%以上を保つ方策<br>● リサイクル運営事業者及び本組合への安定した電力供給                                          |     |
|              |                                                      | 30     | ④各種生成物を適正に保管するための対策について適切に提案されているか。<br>● スラグ・メタル・飛灰の性状管理<br>● スラグ・メタル・飛灰の落下・飛散防止対策<br>● 貯留上限を超過しないような対策                                                 |     |
|              |                                                      | 31     | ⑤経済性を考慮した用役(コークス、石灰等)、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理に関して有効な方法が提案されているか。                                                                                             |     |

| 審査項目         |                                            | 通<br>番 | 評価の視点                                                                                       | 配点  |
|--------------|--------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 大項目          | 小項目                                        |        |                                                                                             | 小項目 |
| 3 運営管理に関する事項 | (6)維持管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：98～100 ページ参照〕    | 32     | ①運営期間終了後の運転継続及び施設の長寿命化に向けた点検・検査、補修に関する考え方が適切に提案されているか。                                      | 20  |
|              |                                            | 33     | ②本施設の運営・管理に必要となる点検・検査項目が漏れなく適切に提案されているか。                                                    |     |
|              |                                            | 34     | ③点検・検査について、年間の概略工程(実施時期・頻度)がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。                                   |     |
|              |                                            | 35     | ④補修の実施にあたり、予防保全、事後保全にて対応する設備機器選定の考え方がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。                          |     |
|              |                                            | 36     | ⑤補修・機器更新工事の実施頻度ならびに時期がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか                                          |     |
|              |                                            | 37     | ⑥機器故障等について緊急を要する場合の修繕対応、機器部品・備品の調達方法について、ごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。                      |     |
|              |                                            | 38     | ⑦建築物・建築設備の点検方法や点検頻度、異常発見時の対処方法が適切に提案されているか                                                  |     |
|              |                                            | 39     | ⑧見学者向け展示物等の維持管理や汚損・破損が認められた時の対処方法が適切に提案されているか。                                              |     |
|              | (7)環境管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：101 ページ参照〕       | 40     | ①本施設の運営管理に対応した環境管理基準が設定されているか。                                                              | 20  |
|              |                                            | 41     | ②環境管理基準の遵守状況について本組合への報告方法が適切に提案されているか。                                                      |     |
|              | (8)安全衛生管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：102～103 ページ参照〕 | 42     | ①従事者の安全と健康を確保するために有効な方策が提案されているか。                                                           | 20  |
|              |                                            | 43     | ②本施設の運営管理に対応した作業環境管理基準が設定されているか。                                                            |     |
|              |                                            | 44     | ③作業環境管理基準を遵守するための対策について適切に提案されているか。                                                         |     |
|              |                                            | 45     | ④作業環境管理基準を満たせない場合の対処方法が適切に提案されているか。                                                         |     |
|              | (9)防災管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：104 ページ参照〕       | 46     | ①災害時における二次災害防止に向けた方策について有効な内容が提案されているか。                                                     | 20  |
|              |                                            | 47     | ②緊急対応マニュアル作成に向けた考え方及び組織体制について有効な内容が提案されているか。                                                |     |
|              |                                            | 48     | ③被害を最小限に留めるための本組合及びリサイクルセンター運営事業者との連携方策について有効な内容が提案されているか。                                  |     |
|              | (10)情報管理業務に関する事項<br>〔要求水準書：105～106 ページ参照〕  | 49     | ①個人情報保護を含む情報セキュリティについて有効な方法が提案されているか                                                        | 20  |
|              |                                            | 50     | ②各種マニュアル、図面等の管理について、情報管理上有効な方法が提案されているか。                                                    |     |
|              | (11)その他関連業務に関する事項<br>〔要求水準書：107～108 ページ参照〕 | 51     | ①清掃管理方法について十分な提案がされているか。<br>● 見学者通路や見学者窓から見える範囲の美観維持の方法<br>● 長期包括運営管理事業の管理範囲内の除草を含めた植栽管理の方法 | 20  |
|              |                                            | 52     | ②防犯対策が適切に提案されているか。                                                                          |     |
|              |                                            | 53     | ③その他本事業に必要と認められる関連業務について十分な提案がされているか。                                                       |     |
| 4 事業運営に関する事項 | (12)リスク管理に関する事項                            | 54     | ①長期包括運営管理事業におけるリスクを設定し、リスク管理に関する有効な方法や考え方が提案されているか。                                         | 50  |
|              |                                            | 55     | ②設定したリスクに対し、長期包括運営管理事業を実施する上で必要と考えられる保険内容が設定されているか。                                         |     |
|              |                                            | 56     | ③自然災害、感染症等により長期包括運営管理事業運営が困難になった場合に有効な対策が提案されているか。                                          |     |
|              | (13)地域経済への配慮に関する事項                         | 57     | ①地元企業の活用など、地域経済への配慮等に関する具体的な提案がなされているか<br>● 基幹的設備改良工事における方策<br>● 長期包括運営管理における方策             | 50  |
| 合計           |                                            |        |                                                                                             | 700 |

### (3) 提案価格に関する事項の得点化方法

見積書に記載された提案金額(消費税及び地方消費税の額を含まない金額)について、次の算定式に基づいて算出される小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とする。

#### 評価方法

事業費限度額と得点化限度額(事業費限度額の90%)を設定する。得点化限度額以下を提案した者に評価率100%を付与する。見積価格の評価点は小数第2位を四捨五入した値とする。

(算定式)

(ア) 見積価格が得点化限度額以下の場合

評価率 100% 評価点 300 点

(イ) 見積価格が事業費限度額より低く得点化限度額より高い場合

$$\text{評価点} = \text{見積価格の評価点 (300 点)} \times \left\{ \frac{\text{事業費限度額} - \text{応募者の見積価格}}{\text{事業費限度額} - \text{得点化限度額}} \right\}$$

## 3. 審査結果

### 1) プロポーザル参加資格審査結果

令和4年9月12日にプロポーザル公告を行ったところ、表4に示す応募者1者から参加申込に関する書類が提出された。

本組合はプロポーザル参加資格審査を実施して、応募者が参加資格を有することを確認し、令和4年10月11日に応募者に対して書面にて通知した。

以降の審査では、表4に示すプロポーザル参加者名称を用いて実施した。

表4 応募者一覧

| プロポーザル参加者名称 | 企業名                   |
|-------------|-----------------------|
| ふじ社         | JFE エンジニアリング株式会社 九州支店 |

### 2) 審査結果

プロポーザル参加資格を有する応募者より、令和4年11月9日までに審査に係る事業提案書等の書類が提出された。

#### (1) 提案内容に関する事項の審査結果

審査委員会は、提出書類の確認を行った上で、応募者による提案内容の説明(プレゼンテーション)や質疑応答を令和4年12月26日に実施した。応募者のプレゼンテーション内容、質疑応答等も踏まえて、優先交渉権者選定基準における得点化方法に従って提案内容に関する事項の得点化を行った。なお、審査及びプレゼンテーションの実施にあたっては、審査の公平性を期すために応募者名(企業名)は伏せ、プロポーザル参加者名称で識別して評価を行った。

提案内容に関する事項の審査結果は表 5 のとおりである。

表 5 提案内容に関する事項の審査結果

| 審査項目              |                               | 配点     | ふじ社   |
|-------------------|-------------------------------|--------|-------|
| 1.本事業全体に関する事項     | (1)環境や社会情勢の変化への対応に関する事項       | 60点    | 42.0  |
|                   | (2)本事業を効率的に実施するための事項          | 60点    | 46.0  |
|                   | (3)本事業を円滑に進めるための事項            | 60点    | 42.0  |
| 2.基幹的設備改良工事に関する事項 | (1)環境対策に関する事項                 | 50点    | 36.3  |
|                   | (2)安定処理に関する事項                 | 50点    | 40.8  |
|                   | (3)施工計画に関する事項                 | 50点    | 33.3  |
|                   | (4)安全対策に関する事項                 | 50点    | 32.8  |
| 3.運営管理に関する事項      | (1)運営管理の基本方針に関する事項            | 20点    | 13.3  |
|                   | (2)長期包括運営管理事業を円滑に実施するための基本的事項 | 20点    | 13.8  |
|                   | (3)運営管理体制に関する事項               | 20点    | 13.2  |
|                   | (4)搬入管理業務に関する事項               | 20点    | 10.2  |
|                   | (5)運転管理業務に関する事項               | 20点    | 12.0  |
|                   | (6)維持管理業務に関する事項               | 20点    | 15.7  |
|                   | (7)環境管理業務に関する事項               | 20点    | 15.0  |
|                   | (8)安全衛生管理業務に関する事項             | 20点    | 13.5  |
|                   | (9)防災管理業務に関する事項               | 20点    | 13.8  |
|                   | (10)情報管理業務に関する事項              | 20点    | 13.3  |
|                   | (11)その他関連業務に関する事項             | 20点    | 13.6  |
| 4.事業運営に関する事項      | (1)リスク管理に関する事項                | 50点    | 35.0  |
|                   | (2)地域経済への配慮に関する事項             | 50点    | 36.7  |
| 提案内容に関する事項の得点     |                               | 700点満点 | 492.3 |

## (2) 提案価格に関する事項の審査結果

令和 4 年 12 月 13 日に応募者から提出された見積書は、透明性・公平性の確保のため、提案内容に関する事項の審査が終了するまで未開封の状態で審査委員会事務局にて保管した。

令和 4 年 12 月 26 日の提案内容に関する事項の審査結果確定後、審査委員会事務局は見積書を開封し、提案金額が本事業の事業費限度額を超えていないこと、見積書に不備がないことを確認した。

審査委員会は、審査委員会事務局から確認結果の報告を受け、応募者が条件を満たしていることを確認し審査を行った。提案価格に関する事項の審査結果は、表 6 のとおりである。

表 6 提案価格に関する事項の審査結果

| プロポーザル参加者名称<br>(企業名)         | ふじ社<br>(JFE エンジニアリング株式会社 九州支店) |
|------------------------------|--------------------------------|
| 基幹的設備改良工事の提案金額               | 5,166,000,000 円                |
| 長期包括運営管理事業の提案金額<br>(5 年間の合計) | 4,470,000,000 円                |
| 提案価格に関する事項の得点<br>(300 点満点)   | 60.2 点                         |

※本事業の事業費限度額(基幹的設備改良工事費 5,272,000,000 円、長期包括運営管理業務委託費 4,561,297,000 円(5 年間合計)。ともに消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

(3) 総合得点の算出及び最優秀提案の選定

審査委員会は、令和 4 年 12 月 26 日に「提案内容に関する事項の得点」と「提案価格に関する事項の得点」を合計して、表 7 のとおり総合得点を算出し、その結果に基づき「JFE エンジニアリング株式会社 九州支店」の提案を最優秀提案として選定した。

表 7 総合得点算出結果

| プロポーザル参加者名称<br>(企業名)       | ふじ社<br>(JFE エンジニアリング株式会社 九州支店) |
|----------------------------|--------------------------------|
| 提案事項に関する事項の得点<br>(700 点満点) | 492.3 点                        |
| 提案価格に関する事項の得点<br>(300 点満点) | 60.2 点                         |
| 総合得点(合計)<br>(1000 点満点)     | 552.5 点                        |
| 総合得点順位                     | 1 位                            |

3) 優先交渉権者の決定

審査の結果に基づき、本組合は優先交渉権者を以下のとおり決定した。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 優先交渉権者 | JFE エンジニアリング株式会社 九州支店 |
|--------|-----------------------|

## 4. 総評

本事業は、要求水準に示す所定の性能を発揮させるとともに、長寿命化を図るための基幹的設備改良工事とその後の運営管理の効果を最大限に引き出すことができるよう、基幹的設備改良工事を行った事業者が長期包括運営管理事業を併せて行い、効率的かつ安定的に本施設の総合的な運営を行うことを目的として実施するものである。

基幹的設備改良工事については、本施設の性能を長期的に維持しつつも、循環型社会に寄与する施設として、エネルギーの有効利用を図り、経済性を考慮した工事を計画・遂行すること、運営事業者には長期包括運営管理事業期間中においては信頼性、安定性、継続性に考慮した事業の遂行を期待して事業者を公募した。その結果、応募者1者から参加申込があり、提案書類の提出を受けた。

審査委員会では、事業提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容を踏まえ、厳正かつ公正に審査を行った結果、JFE エンジニアリング株式会社 九州支店の提案は、事業目的及び本組合が提示した基本方針を十分に理解した提案内容であったこと、3段階の自主基準値を設定し公害防止基準を順守した運転管理を行うこと、ICT 技術を活用した VR 学習システムによる教育を実施すること等を提案し、優れた内容であったため、本事業における最優秀提案として選定した。

また、審査委員会としては、社会情勢の変化も鑑み、JFE エンジニアリング株式会社 九州支店に対し、提案書等に示された内容の誠実かつ確実な履行にとどまらず、次の諸点について本組合と十分な協議・調整を行い、真摯な対応に努めるよう要望する。

- ①今後本施設も温室効果ガス削減に取り組む必要があるため、二酸化炭素排出量（ごみ燃焼以外の電気、コークス等）を把握できるよう月例データに加えること。
- ②工事期間中においてマニュアル・計画書・手順書が、従来機器と更新機器とで混在するため、混乱が生じないように運用すること。

最後に、本組合がこれまで築いてきた循環型社会形成推進の取組と住民の信頼を維持できるよう、本組合と JFE エンジニアリング株式会社 九州支店が相互に協力し、本施設の基幹的設備改良工事を実施するとともに、事業目的及び基本方針に沿った、安定かつ安全なごみ処理、効率的な事業の実現を期待する。